

令和4年度
山梨県公共事業評価
意見書

令和4年11月30日

山梨県公共事業評価委員会

目 次

はじめに	P1
1 事前評価について		
1-1 事前評価実施にあたって	P2
1-2 個別事業に対する意見	P2
2 再評価について		
2-1 再評価実施にあたって	P6
2-2 個別事業に対する意見	P7
(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業	P7
(2) 工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業	P13
3 事後評価について		
3-1 事後評価実施にあたって	P14
3-2 個別事業に対する意見	P14
4 審議経過	P17
5 令和4年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿	P18

はじめに

公共事業による社会資本整備は、県民生活の豊かさの実現を図る基盤づくりとして極めて重要な役割を担っている。

山梨県においては、令和3年に中部横断自動車道（静岡～山梨間）や国道138号須走道路・御殿場バイパスが開通するなど、着々と社会資本整備が進められており、企業誘致の促進や農作物の販路拡大、観光客の増加といった整備効果が現れている。今後はリニア中央新幹線の開業が予定されるなど、本県の発展が期待できる絶好の機会を迎えている。一方で、激甚化・頻発化する自然災害への備え、加速する社会資本の老朽化対策、コロナ収束後を見据えた県民生活や県内経済の立て直し等の様々な課題を抱えている。山梨県では、限られた財源の中で、『快適で活力のある産業や生活の基盤づくり』、『県民の安全・安心を支える基盤づくり』、『持続可能な社会を実現する基盤づくり』を柱として定め、社会資本整備を進めている。

これらの社会資本整備にあたっては、計画段階から事業実施中、事業完了後の全ての過程において、一層の透明性の向上を図り、事業を効果的、効率的に執行していくことが重要である。

山梨県では平成17年度から「公共事業評価システム」を本格導入している。事前評価においては、経済効率性や事業規模、事業手法、計画熟度等の妥当性や同種の事業間の優先度等の観点から事業実施の是非を総合的に評価することとしている。再評価においては、社会経済情勢の変化、経済効率性、時間管理、コスト縮減等の観点から事業継続の是非を評価し、また事後評価においては、事業貢献度や経済効率性、改善措置の必要性等の観点から事業の達成度を評価することとしている。

本委員会は公共事業に対して意見を述べる機関として設置され、これまで多くの評価対象事業を審議しており、近年では令和2年度に21事業、令和3年度に24事業を審議し、公共事業評価の客観性及び透明性の確保を図ってきたところである。

本年度は、事前評価7事業、再評価15事業、事後評価6事業、合わせて28事業について、審議を行い、次のとおり意見をとりまとめたので具申する。

なお、今後の社会資本の整備にあたっては、本委員会の意見を十分尊重し、一層効果的、効率的な事業執行に努められたい。

1 事前評価について

1-1 事前評価実施にあたって

公共事業の事前評価は、着手段階における意思決定プロセスの透明性、客観性の一層の向上を図るとともに、限られた財源を有効に活用するため、事業実施の妥当性や事業貢献度の観点から評価するものである。今回は、以下の7事業について事前評価の審議を行った。

事業に対する意見は次のとおりである。

1-2 個別事業に対する意見

① 街路事業（都）大手二丁目浅原橋線（緑橋工区）（甲府市）

この事業は、甲府市若松町の都市計画道路大手二丁目浅原橋線において市街地内の交通の円滑化と歩行者等の安全性の向上を図るため、道路改良と電線共同溝の整備を行うものである。

当該路線は、甲府都市圏域における南北方向の主要な幹線道路であり、北側より順次事業を実施してきているが、当該区間は未整備であるため幅員が狭く、慢性的な渋滞が発生している状況である。また、歩道が狭く、歩道内に電柱が設置されているため、歩行者及び自転車の通行空間が確保されておらず、危険な状況となっている。

本事業の実施により、慢性化した渋滞の解消や市街地内の交通の円滑化、歩行者等の安全性の確保が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

② 街路事業（都）山梨市駅南線（Ⅱ期工区）（山梨市）

この事業は、山梨市の都市計画道路山梨市駅南線において、山梨市駅へのアクセス向上と歩行者等の安全性の向上を図るため、道路改良と電線共同溝の整備を行うものである。

当該路線は、峡東地域の主要な駅である山梨市駅にアクセスするための重要な路線であり、北側より順次事業を実施してきたが、当該区間は未整備で歩道のない狭小な道路であるため、通勤通学時を中心に自動車と自転車及び歩行者が混在し、危険な状況にある。

本事業の実施により、拠点機能を担う山梨市駅へのアクセス向上や歩行者等の安全性の確保が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

③ 農地整備事業 上岩下西部（山梨市・笛吹市）

この事業は、山梨市西部に位置し、もも・ぶどう・おうとうの生産を中心に営んでいる果樹地帯において、営農環境の改善や農地の集約化を進めて果樹産地の強化を図るため、区画整理や農道等の生産基盤を整備するものである。

当該地区では、シャインマスカットをはじめ、収益性の高い高品質な農作物が生産されているが、農地は急峻な地形で農道の幅員が狭く、農作業車両の乗り入れが困難であるため人力作業が中心の営農形態となっている。

本事業の実施により、営農環境の改善や担い手への農地集積による農業生産力の向上が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

④ 道路事業 国道411号（国玉工区）（甲府市）

この事業は、甲府市東部から甲府市中心市街地へアクセスする国道411号の城東バイパスにおいて、都市災害の防止と歩行者等の安全性の向上を図るため、電線共同溝の整備を行うものである。

当該路線は、将来、緊急輸送道路として指定される予定である。しかしながら、沿線には電柱が設置されているため、大規模な地震が発生した際には倒壊し、緊急車両等の通行に影響を及ぼすことが懸念されている。また、周辺には商業施設や住宅、学校等が点在し、歩行者や自転車の通行等も多い状況である。

本事業の実施により、都市災害の防止や歩行者等の安全性の確保が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

⑤ 治水事業 荒川（甲府市）

この事業は、甲府市街地の中央部を流下する一級河川荒川において、河川災害に備えるために堤防強化対策を行うものである。

当該河川の想定氾濫区域内には、多くの住宅をはじめ、中央自動車道等の重要施設が存在し、リニア中央新幹線の駅の建設も予定されている。そのため、河川の氾濫により被災した場合には、住民の生命や地域経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

本事業の実施により、洪水被害の防止が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

⑥ 治水事業 常葉川（南巨摩郡身延町）

この事業は、南巨摩郡身延町を流下する一級河川常葉川において、河川災害に備えるために河川改修を行うものである。

当該河川は、平成12年の集中豪雨や平成23年の台風の際に宅地の浸水や国道300号の冠水等の被害が発生しており、地元から河川改修の強い要望もあるため、早急に治水安全度の向上を図る必要がある。

本事業の実施により、洪水被害の防止が期待されることに加え、緊急輸送道路である国道300号を保全し被害の波及を防止することが期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

⑦ 街路事業 (都) 大門桃林線 (市川大門工区)

(西八代郡市川三郷町)

この事業は、西八代郡市川三郷町の都市計画道路大門桃林線において、市川大門駅等の拠点機能を担う施設へのアクセス向上や市街地内の交通の円滑化、歩行者等の安全性の向上を図るため、道路改良と電線共同溝の整備を行うものである。

当該路線は、市川三郷町と甲府都市圏を結ぶ重要な幹線道路であり、周辺にある山梨県立青洲高等学校に通う生徒をはじめ、通勤・通学時には多くの人を利用する道路である。しかしながら、当該区間は幅員が狭く、歩道がないため、歩行者及び自転車の通行が危険な状況となっている。

本事業の実施により、市川大門駅等の拠点機能を担う施設へのアクセス向上や市街地内の交通の円滑化、歩行者等の安全性の確保が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

2 再評価について

2-1 再評価実施にあたって

公共事業の遅延による社会的便益の損失を防ぎ、公共事業のもたらす効果を早期、かつ最大限に発揮させるためには、事業進捗の厳密な管理と徹底したコスト縮減が重要である。

このため、事業の再評価では、事業着手から一定期間が経過した事業について、社会経済情勢の変化や進捗状況等を踏まえ、事業の見直しの必要性や時間管理を主眼に、今後の事業継続の是非を判断することとしている。

今回は、15事業が再評価の対象であったが、そのうち2事業は、順調に進捗していることから報告のみとし、以下13事業について再評価の審議を行い、審議結果を次のとおり区分した。

- (1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業
- (2) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

2-2 個別事業に対する意見

(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

① 林道事業 林道塚本山線（山梨市）

この事業は、山梨市の北部に位置する塚本山一帯の県有林を管理経営するために森林管理道を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、平成28年と令和2年の降雨により法面崩落が発生したため、対策範囲の拡大による事業費の増額と、その施工に伴う事業期間の延伸である。本事業の完了により、木材の伐採搬出コストの削減が図られ、林業の成長産業化の推進に寄与することができ、また、水源かん養、土砂流出防止等の森林の有する公益的機能の発揮が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和6年度の完成に努められたい。

② 農地整備事業 日下部（山梨市）

この事業は、甲府盆地の北東部に位置し、もも・ぶどう・かき等を基幹作物とした農業が営まれている果樹産地において、営農環境の改善を目的とした用排水路や農道整備、区画整理等の農業生産基盤の整備を総合的に行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、区画整理の換地計画の変更による水路網の再編や文化財調査面積の増大による事業費の増額と、それらに日数を要したことによる事業期間の延伸である。本事業の完了により、果樹産地の強化や営農環境の改善が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和6年度の完成に努められたい。

③ 中山間地域整備事業 南部（南巨摩郡南部町）

この事業は、南巨摩郡南部町の北部に位置し、水稻やお茶等が生産されている中山間地域において、営農環境の改善や地域活力の向上を目的とした用排水路や農道整備、区画整理等の農業生産基盤の整備を総合的に行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、用排水路について既設利用区間の老朽化が著しく漏水等が発生しており、営農に支障を来していることから整備延長を拡大することによる事業費の増額と、その施工に伴う事業期間の延伸である。本事業の完了により、営農環境の改善や地域の活性化が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和7年度の完成に努められたい。

④ 道路事業 国道413号（野原バイパス）（南都留郡道志村）

この事業は、富士吉田市から神奈川県厚木市を結ぶ幹線道路である国道413号において、災害に強い道路の確保を目的としたバイパス整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、地質調査の結果に基づいた法面工の増工及び道路幅員の見直しによる事業費の増額と、それらの施工と地元の調整に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該路線は、緊急輸送道路にも指定されており、本事業の完了により、災害に強い道路が確保されるとともに道路ネットワークの強化や観光道路としての機能が向上することが期待される。また、既に用地の取得は完了しており、地元からは早期の完成が望まれていることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和11年度の完成に努められたい。

⑤ 道路事業（主） 葦崎昇仙峡線（宮久保拡幅）（葦崎市）

この事業は、葦崎市中心部と葦崎インターチェンジを結ぶ幹線道路である主要地方道葦崎昇仙峡線において、市街地内の交通の円滑化を目的とした道路の拡幅を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、地質調査の結果に基づいた歩道橋の基礎形状の変更による事業費の増額と、その施工や用地取得に日数を要することによる事業期間の延伸である。本事業の完了により、渋滞が解消し、市街地内の交通が円滑化されること、また、歩道が設置され、葦崎市立穂坂小学校に通う児童をはじめとした歩行者等の安全性が確保されることが期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和7年度の完成に努められたい。

⑥ 道路事業（主） 笛吹市川三郷線（畑熊工区）

（西八代郡市川三郷町）

この事業は、笛吹市八代町から西八代郡市川三郷町を結ぶ幹線道路である主要地方道笛吹市川三郷線において、災害に強い道路の確保を目的とした道路改良を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、関係機関との協議の結果に基づいた道路計画の変更による事業費の増額と、用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該区間の山側の法面は急峻で落石等の危険箇所指定されており、本事業の完了により、災害に強い道路が確保されるとともに市町村中心地へのアクセスが向上することが期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和9年度の完成に努められたい。

⑦ 道路事業（主）甲府山梨線（八幡バイパスⅡ期）（山梨市）

この事業は、甲府市から山梨市を結ぶ主要地方道甲府山梨線において、市町村中心地や大規模拠点施設へのアクセス向上を目的としたバイパス整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、橋梁工の増工や用地補償費の上昇に伴う事業費の増額と、埋蔵文化財の本調査が必要になったことによる事業期間の延伸である。

当該区間は、幅員が狭小で視認性が悪い箇所が多く、円滑な通行に支障が生じており、本事業の完了により、甲府市と山梨市間のアクセスが向上するとともに歩行者等の安全性や緊急時の避難・救助機能の確保が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年度の完成に努められたい。

⑧ 道路事業（一）日野春停車場線（鯨バイパス）（北杜市）

この事業は、国道20号と国道141号を結ぶ幹線道路である一般県道日野春停車場線において、生活圈中心都市や拠点機能を担う施設へのアクセス向上を目的としたバイパス整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、交通管理者との協議の結果に基づいた道路計画の変更による事業費の増額と、その協議に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該区間は、幅員が狭小で、既設の橋梁付近の道路線形が悪く、東詰交差点は主要渋滞箇所に指定されている。本事業の完了により、交通の円滑化が図られ、主要な道路間のアクセスが向上するとともに災害に強い道路の確保が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和12年度の完成に努められたい。

⑨ 治水事業 八糸川（南アルプス市）

この事業は、南アルプス市を流下し、一級河川横川に合流する一級河川八糸川において、洪水被害の防止を目的とした河床掘削や河道拡幅等の河川改修を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、施工箇所の掘削において軟弱層が確認されたことに伴い、堰の仮設計画や橋梁の基礎部の変更による事業費の増額と、それらの施工に伴う事業期間の延伸である。

当該河川は、平成12年の集中豪雨や平成28年の台風等により洪水被害が発生しており、地元からは早期の改修が望まれている。本事業の完了により、洪水被害の防止が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和9年度の完成に努められたい。

⑩ 農地整備事業 藤垜（笛吹市）

この事業は、笛吹市南西部に位置する、もも・すもも・ぶどう等を基幹作物とした農業が営まれている果樹産地において、農業生産力の向上を目的とした用排水路や農道整備、区画整理等の農業生産基盤の整備を総合的に行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、区画整理の換地計画への合意形成等の難航により、事業内容の見直しによる事業費の減額と、事業期間の延伸である。本事業の完了により、果樹産地の強化や営農環境の改善が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和8年度の完成に努められたい。

⑪ 道路事業（主）甲斐早川線（早川芦安連絡道路）

（南アルプス市～早川町）

この事業は、災害に強い道路の確保を目的とした南アルプス市と早川町を結ぶ主要地方道甲斐早川線の新設道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、地質調査の結果に基づいた湧水対策や大土被り対策及び基準改定に伴う排煙設備の設置等による事業費の増額と、地質調査や水文調査等の基礎調査に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

現在、早川町の生活道路として機能する南アルプス公園線は、冬期の長期閉鎖を余儀なくされている事に加え、土砂崩落等により度々通行止めとなり、集落の孤立が発生している。本事業の完了により、災害時の代替路を確保することができ、一年を通した観光を可能にすることも期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和15年度の完成に努められたい。

⑫ 道路事業（主）上野原丹波山線（飯尾バイパス）（上野原市）

この事業は、上野原市桐原から北都留郡丹波山村を結ぶ主要地方道上野原丹波山線において、災害に強い道路の確保を目的としてバイパス整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、地質調査の結果に基づいた法面工や擁壁・橋梁の構造変更による事業費の増額と、計画に対する地元の同意を得るのに日数を要したことによる事業期間の延伸である。

当該路線は、緊急輸送道路に指定されているが、当該区間は幅員が狭小で道路線形も悪く、交通の隘路となっている。本事業の完了により、災害に強い道路が確保されるとともに市町村中心地へのアクセスが向上することが期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和13年度の完成に努められたい。

(2) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

① 道路事業 (主) 甲斐中央線(竜王中学校南交差点) (甲斐市)

この事業は、甲斐市中下条から中央市布施を結ぶ主要地方道甲斐中央線において、交差点の安全性、円滑性の向上を目的として交差点改良を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、補償物件の移転・撤去に日数を要していることによる事業期間の延伸である。

当該箇所は、東西より変則的に市道が接続しているのに加え、県道には右折レーンが無く、朝夕の通勤通学時を中心に渋滞が発生している。また、歩道も未整備であることから安全対策が急務となっている。本事業の完了により、交差点の安全性、円滑性が向上するとともに歩行者等の安全性が確保されることが期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和7年度の完成に努められたい。

3 事後評価について

3-1 事後評価実施にあたって

公共事業をより効果的、効率的に計画・実施していくためには、完了した事業を厳密に検証し、その結果を今後の事業展開に反映させることが必要である。

このため、事後評価では、整備が完了した事業について、事業目的の達成度や環境への影響等の検証を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討することとしている。今回は、6事業が事後評価の対象であったが、同一主要目標につき1事業を選定し、審議することとしていることから、同一主要目標である2事業を除く、以下4事業について事後評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

3-2 個別事業に対する意見

① 農地整備事業 日川右岸（甲州市）

この事業は、甲府盆地の北東部に位置し、もも・ぶどうを基幹作物とした農業が営まれている果樹産地において、高品質な果樹の生産を維持・発展させることを目的として用排水路や農道整備、区画整理等の農業生産基盤を総合的に整備したものである。

整備後は、農作物の生産性や品質が向上し、維持管理のための労力が軽減されるなど営農環境が改善された。また、区画整理による農地の集団化が進み、担い手を中心に高品質な果樹の生産が維持されるなどの効果も発現していることから事業の目的が達成されたと評価できる。

② 農道整備事業 八ヶ岳南（北杜市）

この事業は、八ヶ岳南麓に位置し、稲作や高原野菜の生産が行われている地域において、農産物の輸送の合理化や地域の活性化の実現を目的として新たに農道の整備を行ったものである。

整備後は、集出荷拠点施設、中央自動車道や国道等の主要道路へのアクセスが向上し、農産物の輸送の合理化が実現した。また、中央自動車道の横断が可能になり、歩道も整備されたことから生活道路としても利便性が向上した。さらに、沿線施設では開通を契機に、定期的に農園体験教室や農産物販売のイベントを実施し、県内外から観光客が訪れ、地域の活性化に寄与しているなどの効果も発現していることから事業の目的が達成されたと評価できる。

③ 中山間地域整備事業 鳴沢（南都留郡鳴沢村）

この事業は、南都留郡鳴沢村の国道139号沿いに位置し、高原野菜が生産されている地域において、農作業の省力化や効率化、地域の活性化を目的として用排水路や農道整備、区画整理等の農業生産基盤を総合的に整備したものである。

整備後は、区画整理等により営農環境が改善し、農作物の生産性や品質が向上した。また、それに伴い道の駅や観光農園を中心とした農業と観光産業の連携が行われ、地区外から多くの観光客が訪れ、地域の活性化に寄与しているなどの効果も発現していることから事業の目的が達成されたと評価できる。

④ 道路事業 国道140号（甲府山梨道路Ⅱ期）（山梨市）

この事業は、平成18年に供用を開始した西関東連絡道路の山梨市万力以北において、現道の国道140号の交通渋滞の解消や交通事故の減少を図り、生活圏中心都市や拠点機能を担う施設へのアクセスを向上させることを目的としてバイパス整備を行ったものである。

整備後は、現道の交通量がバイパスに転換されたことにより、渋滞が緩和され、移動時間の短縮が図られた。また、死傷事故率が減少し、円滑な通行が可能となるなど現道の安全性が向上し、緊急輸送道路としての機能強化も図られるなどの効果が発現していることから事業の目的が達成されたと評価できる。

4 審議経過

(1) 第1回評価委員会

開催日：令和4年6月3日（金）

内 容：前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について
再評価事業の説明・審議（4事業）（うち報告2事業）
事後評価事業の説明・審議（2事業）

(2) 第2回評価委員会

開催日：令和4年7月15日（金）

内 容：再評価事業の説明・審議（6事業）
事後評価事業の説明・審議（4事業）（うち報告2事業）

(3) 第3回評価委員会

開催日：令和4年7月29日（金）

内 容：事前評価事業の説明・審議（2事業）
再評価事業の説明・審議（2事業）

(4) 第4回評価委員会

開催日：令和4年10月19日（水）

内 容：事前評価事業の説明・審議（5事業）
再評価事業の説明・審議（3事業）

(5) 第5回評価委員会

開催日：令和4年10月26日（水）

内 容：意見書のとりまとめ

※ 本年8月に現地視察を予定していたが、山梨県において新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、臨時特別協力要請が発出されていたことから実施しないこととした。

5 令和4年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿

委員長	<small>ひらまつ</small> 平松	<small>しんや</small> 晋也	信州大学 教授
副委員長	<small>よしだ</small> 吉田	<small>しゅういちろう</small> 修一郎	東京大学大学院 教授
委員	<small>あるが</small> 有賀	<small>かずひろ</small> 一広	宇都宮大学 教授
同	<small>いしだいら</small> 石平	<small>ひろし</small> 博	山梨大学大学院 教授
同	<small>おかむら</small> 岡村	<small>みよし</small> 美好	山梨大学大学院 准教授
同	<small>さいとう</small> 斉藤	<small>しげひこ</small> 成彦	山梨大学大学院 教授
同	<small>つじ</small> 辻	<small>ちづる</small> 千鶴	マルサマルシェ合同会社 代表
同	<small>ほさか</small> 保坂	ひとみ	(有) メディア・アイ・コーポレーション 代表取締役
同	<small>みやがわ</small> 宮川	<small>まさし</small> 雅至	山梨大学大学院 准教授
同	<small>わたなべ</small> 渡辺	<small>お</small> たま緒	(公財) 山梨総合研究所 主任研究員

(敬称略：委員は五十音順、役職は令和4年11月現在)